

**プラタナス共済（団体定期保険）  
2025年度 見舞金・祝い金 改定内容**

## 1.自家共済 見舞金（病気入院）**変更事項**

自家共済 見舞金（病気入院）  
※2025年3月末まで

**改定** 自家共済 見舞金（病気入院）  
※2025年4月以降

**【A】** 発病日が加入日以降の入院が対象

**入院日**が加入日以降の入院が対象  
※請求書に発病日の記入は不要

**【B】** 請求回数は**制限なし**

請求は**年度内、被保険者一人2回まで**  
※「入院日数を合計して前回支払分との差額給付」はなし

**【C】** 添付書類は**領収書・診断書**コピー

領収書・**退院証明書**・**診断書**コピー

## その他請求要件

・時効は入院開始日から3年（入院開始日含め）

・年度が替われば、再入院も支給対象

・検査入院および人間ドック、リハビリのみの入院は対象外  
→見舞金における検査入院では、病気予防目的あるいは病気診断のための検査入院を請求不可とする。  
ただし、病気治療中における検査を含む入院は治療の一環とみなす。

・リハビリ入院は治療による入院と日数を合算し、請求する

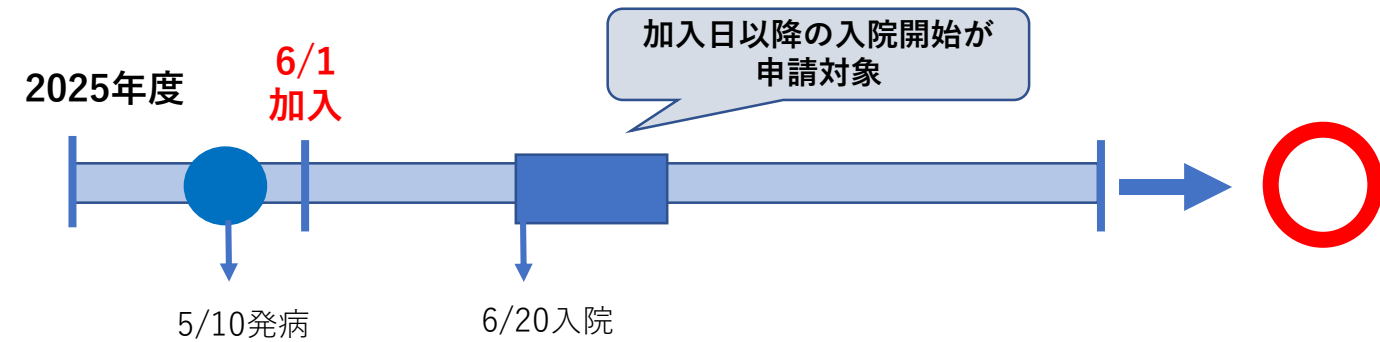
**【A】 入院日**が加入日以降の入院が対象 **※2025.4月以降**

発病日は問わない。入院開始日が加入日以降であれば対象とする。

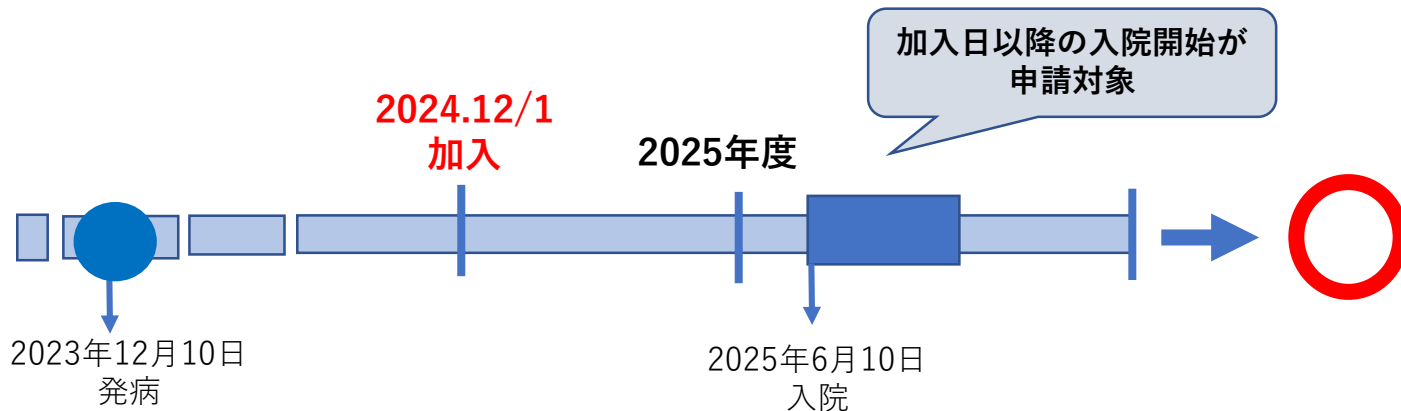
**※2025年4月1日以降の入院開始日分より適用**

※免責期間はなし

※見舞金請求書は「発病日」の記載をなくし、入院開始日が加入日以降になっているか確認。



5/10発病し、6/20から5日間入院  
→対象



2023年12月発病、2024年12月に加入し、  
2025年4月20日から5日間入院  
→対象

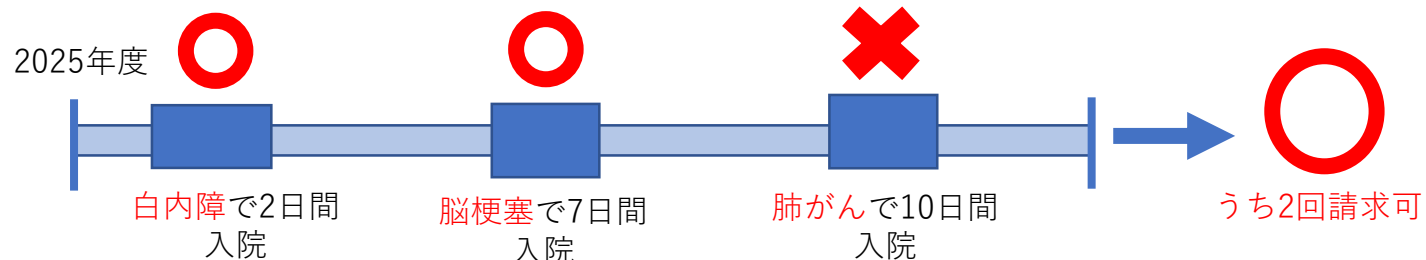
**【B】 請求は被保険者一人につき年度内2回までとし、差額給付を廃止する。 ※2025.4月以降**

「病気入院」であれば、関連性や反復性にかかわらず、年度内に被保険者一人2回の請求が可能。

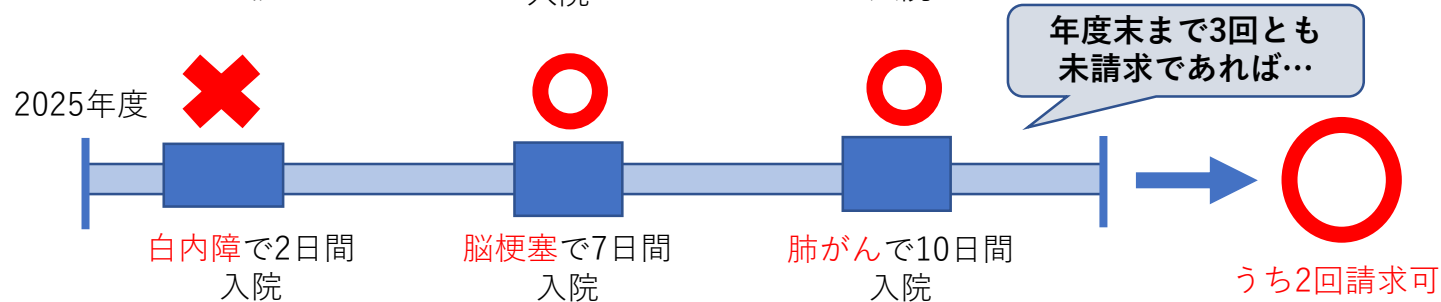
**※2025年4月1日以降の入院開始日分より適用**

※「椎間板ヘルニア」等、加齢によるもので繰り返し入院する場合についても請求可能。

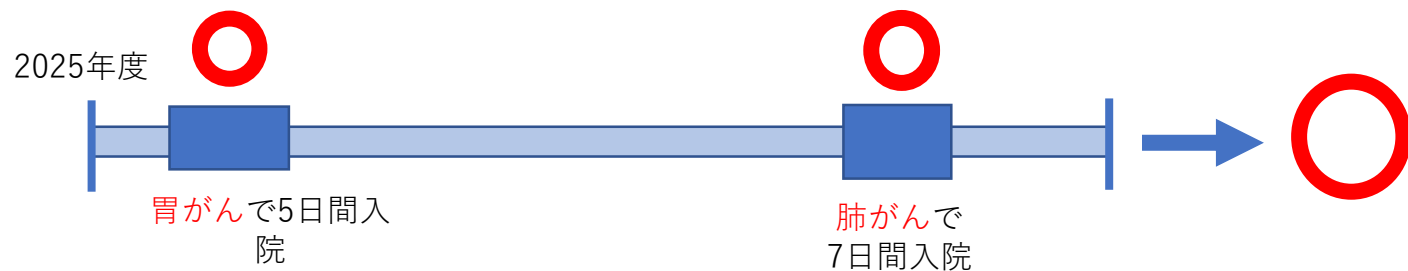
※年度がかわれば、リセット。



2回請求したら3回目は請求不可

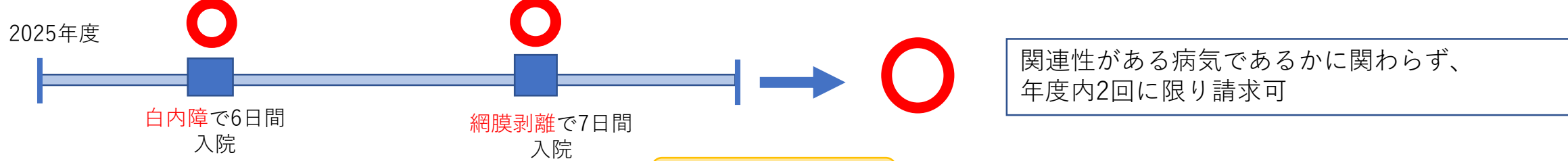
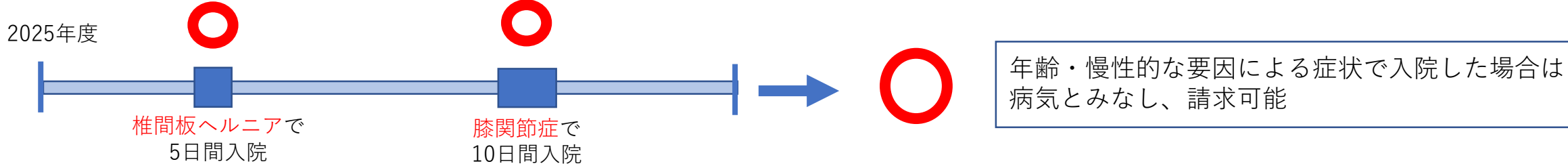
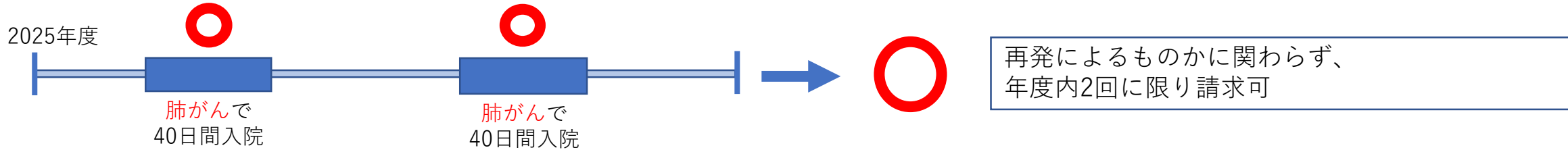


複数回入院し、年度内で2回分の入院見舞金請求が可能



がん転移でもそれぞれ1回ずつ請求が可能

**【B】 請求は被保険者一人につき年度内2回までとし、差額給付を廃止する。 ※2025.4月以降**



**2025年3月31日まで**

(1回目)	(2回目)	給付
肺がんで10日入院	肺がんで10日入院	9,000円 ※2回目の入院は1回目と合算しても30日以上にならないため、支給なし
肺がんで10日入院	肺がんで20日入院	15,000円 (1回目)9,000円+(2回目)6,000円=15,000円※

3口の加入者が年度内に2回入院した場合

**2025年4月1日より**

(1回目)	(2回目)	給付
肺がんで10日入院	肺がんで10日入院	18,000円 9,000円支給を2回
肺がんで10日入院	肺がんで20日入院	18,000円 9,000円支給を2回

※すでに1回目(10日)が支給済みの場合、15,000円(30日以上)から1回目支給分の9,000円を差し引いた6,000円を支給する。

## 【C】 自家共済 見舞金（病気入院） 添付書類

添付可



入院した医療機関の領収書、**退院証明書**、診断書のコピー  
※添付書類は、入院者・実入院日数・医療機関名が分かる  
内容であることをご確認ください。

添付不可



入院計画書や入院見込み等、予想入院日数になっているもの  
入院した医療機関名・入院者の氏名が確認できないもの

## 退院証明書

患者氏名 △△△  
患者住所 □□県 □□市 □□町 1-2-34  
電話番号 ×××-×××-××××  
生年月日 ○年 ○月 ○日 (○歳)

1. 当該保険医療機関における入院年月日及び退院年月日  
(1) 入院年月日 令和○年 ○月 ○日  
(2) 退院年月日 令和○年 ○月 ○日

2. 当該保険医療機関における基本料等（特定医療料を含む）の種別及び算定期間  
（複数ある場合それぞれ記すのこと）  
(1) 入院基本料の種別：一般病棟

3. 当該保険医療機関入院日における特定療養の入院期間  
(1) ○日（令和○年 ○月 ○日現在）

4. 当該保険医療機関の入院に係る傷病名  
(1) 傷病名： △△△

5. 転帰（該当するものに○をつける）  
(1) 治癒  
(2) 治癒に近い状態（寛解状態を含む）  
(3) その他

6. その他の特記事項

## 2.自家共済 見舞金（事故通院） **変更事項**

自家共済 見舞金（事故通院）  
※2025年3月末まで

**改定** 自家共済 見舞金（事故通院）  
※2025年4月以降

**【A】** 証明書類として診断書のコピーを添付



**記載要件を満たした領収書のコピー**  
※記載要件は8、9ページを参照

### その他請求要件

- ・ 受傷日が加入年月日より前の不慮の事故による事故通院は見舞金の支給対象外
- ・ 加入者が不慮の事故により5日以上を通院した場合、事故通院見舞金の対象
- ・ 請求は一つの原因による不慮の事故通院につき1回
- ・ 請求期限は受傷日を含め、3年以内
- ・ 腰痛・関節炎・腱鞘炎等による通院は、明らかに事故が原因と認められる場合に限り支給対象

**【A】 自家共済 見舞金（事故通院） 添付書類 変更**

**【領収書の記載要件】**

- ① 受傷者氏名（被保険者名）
- ② 通院日（領収日）
- ③ 病院・接骨院等の施術施設名

※通院日数分の領収書を添付

※ケガの原因と名称は見舞金請求書に記載する

**【診断書の記載要件】**

- ① 受傷者氏名（被保険者名）
- ② ケガの名称
- ③ 通院日
- ④ 通院日数
- ⑤ 医師名
- ⑥ 医師の証明印

**【添付書類】**

・ケガ通院見舞金の添付書類は、上記の記載要件を満たしている領収書・診断書または  
労災8号様式も可能。

※病院だけでなく接骨院・鍼灸院等も領収書対応が可能。



【A】 自家共済 見舞金（事故通院） 添付書類見本

領収証

② 令和 5年 5月 15日

① [Redacted] 様

領収金額 7,030 円

内訳 保険分 7,030 円

R5.4月 施術費として

② (来院日) 3, 4, 5, 6, 7, 10, 11, 12, 14, 15, 17, 18, 20, 21, 24, 25, 26, 27, 28

③ [Redacted] 接骨院

印不要



③ [Redacted] 接骨院

PHONE・FAX [Redacted]

② 2010-03-22 10:34

050024

01保険診療	¥630
02保険外診療	¥1,500
03衛生材料	¥300
04リハビリ代	¥300
05ハットリ等	¥500
07画像診断料	¥500
合計	¥3,730
お預り	¥4,000
お釣	¥270

～お大事にしてください～  
月初めは保険証を  
ご呈示ください

② 06-10-13 N00

[Redacted]	¥670
[Redacted]	¥670
[Redacted]	¥670
小計	¥2,010
合計	¥2,010
CPN	¥2,100
釣	¥90

点数 3  
79ナハ 5562 17:10TM

✖ 添付不可

○ 添付可

- ① 受傷者氏名（被保険者名）
- ② 通院日（領収日）
- ③ 病院・接骨院等の施術施設名
- ※病院・施術施設の印は不要

- ② 通院日（領収日）
- ③ 病院・接骨院等の施術施設名  
→記載あり
- ① 受傷者氏名（被保険者名）  
→記載なし

✖ 添付不可

- ② 通院日（領収日）  
→記載あり
- ① 受傷者氏名（被保険者名）
- ③ 病院・接骨院等の施術施設名  
→記載なし

### 3.自家共済 お祝い金（はたち祝金） **変更事項**

自家共済 お祝い金（はたち祝金）  
※2025年3月末まで

**改定** 自家共済 お祝い金（はたち祝金）  
※2025年4月以降

**【A】** 証明書類として身分証明書(健康保険証、免許証等)のコピーを添付



**証明書類の添付は不要**  
※会議所にて加入者の生年月日が確認可能なため。

### お祝い金（結婚・はたち・出生） 申請要件

- ・ 申請期限は発生日を含め、1年以内
- ・ お祝い金は、プラタナス共済の掛金引落口座に送金
- ・ 結婚祝い金の添付書類は、結婚受理証明書、戸籍謄本または抄本（コピー可）  
※住民票は婚姻の確認ができないため不可
- ・ 出生祝い金の添付書類は、母子健康手帳（出生届出済証明掲載ページ） ・ 出生届受理証明書 ・ 出生届出後の同居家族全員の住民票あるいは戸籍謄本のコピー

### 3.自家共済 お祝い金（添付書類） ※変更あり

はたち

添付なし

※会議所で生年月日の確認が可能のため添付不要とする。  
ただし、必要に応じて書類提出を求める。

結 婚

結婚受理証明書、戸籍謄本または抄本（コピー可）

※住民票は婚姻の確ができないため不可

出 生

母子健康手帳（出生届出済証明掲載ページ）・出生届受理証明書・  
出生届出後の同居家族全員の住民票あるいは戸籍謄本のコピーのいずれか